

一般財団法人東京新潟県人会館 平成30年度 事業報告書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

I 事業の概況

平成26年4月1日に一般財団法人東京新潟県人会館として新たにスタートした(一財)東京新潟県人会館は以後5年を経過しました。

この間、従来の継続事業と収益事業を堅実に維持してまいりましたが、ここ数年来の懸案である会館の建設計画については、ようやく貸店舗入居者が決まり銀行への融資のお願い、解体並びに新築業者を決め具体的な建設工程の下に、会館解体工事を平成30年12月から開始しました。

従いまして、平成30年11月まで公益目的(継続)事業は、一般財団法人移行認可申請書に記載したとおり、低額貸付事業(定款第4条第1号)及び文化芸術振興事業(定款第4条第2号)を実施しましたが、解体工事を開始した12月からは仮事務所において事務局業務並びに貸室運用を継続していますが、建設期間中は貸店舗等からの収益が見込めない状況となりました。

具体的には、平成30年11月まで低額貸付事業につきましては、会館2階ホールと3階会議室の時間貸貸のうち踊りの月例講習等を行う団体について低額料金による施設提供を実施するとともに、4階から8階までのフロアを一般財団法人日本ユースホステル協会に貸与することができました。

このほか、1階情報センターの無償提供につきましては、公共機関から送付された各種資料を無償で展示することにより、行政の広報活動に資することができました。

一方、文化芸術振興事業につきましては、作品展及び老人福祉施設の慰問等を実施し、その都度県人会の広報誌「新潟縣人」及びネットを通じて広く都民、近県の方々にも呼びかけ、盛会を期してまいりましたが文化講演会につきましては、中止としました。

また、その他の事業として、1階及び地下1階を対象として店舗貸貸を会館解体工事前まで実施しました。

会館施設の安定した提供を維持するため、法令に定める建物、電気設備、水道設備、消防設備及びエレベーターの定例検査を行うとともに、必要な修繕を会館解体工事前まで行ってまいりました。

今後は、新築工事につきまして請負契約に則り確実にを行うと共に、銀行からの融資額を少しでも削減するために、寄付募金活動を具体的に立て、関係方面へお願いにあ

がることとなります。また、新築会館へのソフト面の要求事項を取りまとめ、新築建屋に反映していくこととします。

II 事業の実施状況

1 会館施設の貸付（会館解体前）

2階～3階各室について400件(前年度：640件)の時間貸出を行いました。うち踊りの月例講習等を行う団体への低額貸付(20%割引)は333件(前年度：509件)、一般貸付は67件(前年度：131件)でした。

また、会館解体後は仮事務所会議室について126件の時間貸出を行い、うち低額貸付は108件、一般貸付は18件でした。

一般財団法人日本ユースホステル協会には会館4階から8階までの各フロア24室を賃貸し、宿泊数は13,889泊（前年度：21,347泊）の実績を挙げたとの報告を受けております。

このほか、会館の一部を飲食施設 寿司処しゅん（1階・72.0㎡）及び郷土料理 朱鷺（地下1階・115.2㎡）の店舗として株式会社吉池に賃貸しました。

2 文化講演会、作品展等文化芸術事業の実施状況

東京新潟県人会館の文化芸術事業として、次の活動を実施しました。

ア 作品展

平成30年8月25日(金)～8月27日(日) 東京新潟県人会館 出展93点

イ 老人福祉施設の慰問

平成31年2月14日(月) 特別養護老人ホーム「蔵前」を訪問し、入所者との歓談、佐渡おけさの踊り披露、合唱などを行い慰問活動を実施しました。

なお、文化講演会については中止としました。

3 情報センターの無償提供（会館解体前）

新潟県及び新潟県下の市町村並びに東京都台東区から送付されたチラシ、パンフレット等の資料を情報センターに展示し、来訪者の持ち帰りを自由としております。